

平成 24 年 2 月 17 日
内閣府男女共同参画局

第 56 回国連婦人の地位委員会
優先テーマに関する事務総長報告について

1. 農村女性のエンパワーメント及び貧困と飢餓の撲滅、開発、現在の課題における
その役割 (E/CN. 6/2012/3) (国連経済社会理事会、2011 年 12 月 9 日)

(1) 構成

- I. 序論 (パラ 1～2)
- II. 農村女性の状況 (パラ 3～13)
- III. 農業の放任及び食糧危機 (パラ 14～23)
- IV. 生産資源及び市場へのアクセス (パラ 24～39)
- V. 農村における雇用及びディーセント・ワーク (パラ 40～50)
- VI. 無償のケア・ワーク及びサービスへのアクセス (パラ 51～60)
- VII. 持続可能な開発 (パラ 61～64)
- VIII. 結論及び勧告 (パラ 65～72)

(2) 概要

- 農村地域の女性と女兒に関する状況
- 農村女性と女兒のエンパワーメントの推進による、農村における開発と食糧の安全保障への貢献
 - 農村女性の経済的エンパワーメントとして使い道が指定される資金の導入の検討
- 資源(土地、金融、生活改良普及、情報、技術)、市場、雇用とディーセント・ワーク及び社会保障への農村女性のアクセス
 - 土地や資源、金融サービス、情報コミュニケーション技術(ICT)等へのアクセス
- 農村女性の無償のケア・ワークへの貢献、サービスの提供による労働重荷の軽減、持続可能な開発におけるその役割
 - 育児休業、公的なケア・サービス等の提供

2. 農村女性のエンパワーメント：ジェンダーに配慮したガバナンス及び組織
(E/CN.6/2012/4) (国連経済社会理事会、2011 年 12 月 16 日)

(1) 構成

- I. 序論 (パラ 1～2)
- II. ガバナンス及び組織構造 (パラ 3～8)
- III. 中央政府及び地方政府の役割 (パラ 9～34)
 - 中央政府
 - 地方政府及び分権化
 - メカニズム及びツール
- IV. サービスの提供 (パラ 35～45)
- V. 農村にある団体の役割 (パラ 47～64)
 - 農業者及び生産者団体
 - 協同組合
 - 女性団体
 - 金融機関
 - その他のコミュニティ団体
- VI. 結論及び勧告

(2) 概要

- ジェンダーに配慮されたガバナンスが重要。女性は固定的な性別役割分担のために、政策の策定、行政、サービス提供といったガバナンスの過程に参加できていない。
 - ジェンダー主流化政策への取組（農山漁村におけるすべてのガバナンス過程にジェンダーの視点を組み入れる）
 - ジェンダー統計、ジェンダー予算、関係省庁の能力強化、政府の説明責任、政策実施の監視等
- 女性のニーズに対応する質の高いサービスが必要。農村女性の現状は、サービスの不備、コスト、情報の欠如、身分証明書の不備等により、サービスを受ける機会が十分でない。
 - サービスの提供（政府による基本的な社会保障の提供等）、アクセスの改善等
- 農業団体、自助グループや労働組合といったコミュニティの団体が女性のエンパワーメントに果たす役割
 - 女性の参画とリーダーシップを促すための取組

(3) 日本に関する言及

- 「第3次男女共同参画基本計画」における重点分野
- 女性のスキルを高めることを目標とする様々な訓練機会やワークショップの提供
- 関連府省におけるジェンダー担当官またはジェンダー担当部署の設置
- 協同組合における女性のリーダーシップを高める取組（女性理事の登用）